

都市再生整備計画事業を活用した 観光まちづくりの取組

国土交通省都市局市街地整備課

1. 都市再生整備計画事業の概要

都市再生整備計画事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業である。交付対象は市町村又は市町村都市再生協議会であり、交付率は交付対象事業費に対して概ね4割である。

都市再生整備計画事業は、個別の事業に対する支援制度ではなく、都市再生整備計画に対する支援制度であり、都市再生整備計画に記載された内容の範囲内であれば、柔軟な事業執行が可能となっている。具体的には、まちづくりに必要な各

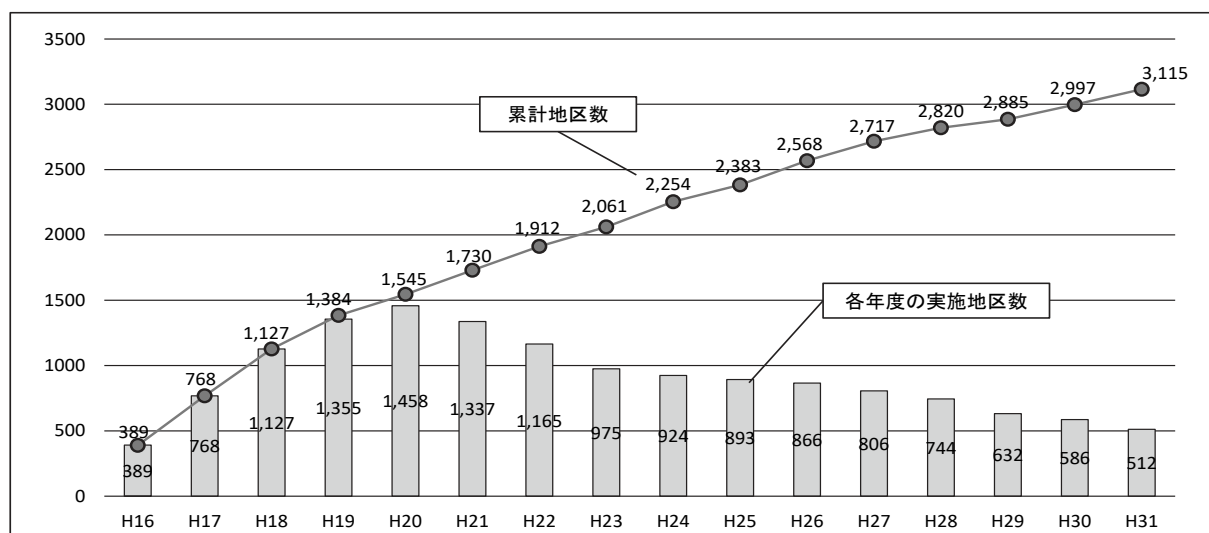
種事業として、道路、公園等の基盤施設整備、区画整理・再開発等の面整備事業、地域の個性を引き出す各種施設整備、公営住宅等の住宅供給やまちづくり活動支援等、ハード事業からソフト事業まで多彩な事業に活用することができ、都市再生整備計画事業を活用することで、地域の状況に応じたまちづくりが可能である。

なお、都市再生整備計画事業の施行地区は、立地適正化計画の居住誘導区域内等のコンパクトシティ施策に関連する区域及び歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等のある観光等地域資源活用施策に関連する区域である。

都市再生整備計画事業は、平成16年度の制度創設以降、平成31年度までで3,115地区（1,058市町村）において実施されている（図表2）。



図表1 都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の概要



図表2 都市再生整備計画事業の実施地区数の推移

2. 都市再生整備計画事業を活用した観光まちづくりの取組

都市再生整備計画事業を活用することで、地域の実状に応じ、中心市街地の再生、駅周辺の拠点整備、歴史的町並み・水辺の再生、都市観光の振興、環境共生・福祉等を核にしたまちづくりなど、それぞれの都市において創意工夫を生かした自主的なまちづくりを進めることができる。特に、観光まちづくりの取組においては、全国各地で都市再生整備計画事業が活用されており、例えば、次のような取組に活用されているところである。

- 歴史的な街並みを生かした地域振興をテーマに、地域の歴史的資源、美しい街並み等を復元・活用するため、歴史的資源を活用した施設整備や電線類の地中化をはじめ、まちづくりに必要な事業を総合的に推進し、歴史的な町並みを生かした地域振興を図る。
- 都市に継承された特色ある文化を生かした地域振興をテーマに、地域の文化を発信・活用するため、観光交流センターの整備や文化の担い手の育成をはじめ、まちづくりに必要な事業を総合的に推進し、都市に継承された特色ある文化を生かした地域振興を図る。
- 自然を生かしたまちの賑わいの創出をテーマに、自然とまちが融合した良好な空間を形成するため、多目的広場や遊歩道の整備をはじめ、まちづくりに必要な事業を総合的に推進し、自然を生かしたまちの賑わいの創出を図る。
- 地域資源を生かしたまちの賑わいの創出をテーマに、地域資源の新たな価値を創造するため、ワークショップの開催や地域資源と調和した施設整備をはじめ、まちづくりに必要な事業等を総合的に推進し、地域資源を生かしたまちの賑わいの創出を図る。

マに、地域資源の新たな価値を創造するため、ワークショップの開催や地域資源と調和した施設整備をはじめ、まちづくりに必要な事業等を総合的に推進し、地域資源を生かしたまちの賑わいの創出を図る。

なお、都市再生整備計画事業では、観光まちづくりの取組に対して重点的な支援を行っており、具体的には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業については、交付率を4割から45%にかさ上げするとともに、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象事業としている。

3. 観光まちづくりの取組に活用できる都市再生整備計画事業の交付対象事業

都市再生整備計画事業では、ハード事業からソフト事業まで都市の再生に必要な多彩な事業を交付対象としており、観光まちづくりに資する事業として、例えば、観光交流センターの整備や歩行者空間の高質化、観光まちづくりの担い手の育成等様々な事業に活用することができる（図表3）。これらの事業を総合的に実施することで、地域の特性を活かした観光まちづくりの取組を進めることができるものと考えている。

今後も都市再生整備計画事業が活用され、地域の観光資源を活かした観光まちづくりの取組が推進されることを期待している。



歩行者空間の高質化
(岡山県倉敷市:倉敷駅周辺地区)



駅前広場の整備
(栃木県日光市:藤原町鬼怒川温泉地区)



観光交流センターの整備
(鳥取県大山町:御来屋周辺地区)



歴史的建造物を活用した施設整備
(栃木県栃木市:とちぎ蔵の街周辺地区)



バリアフリー対応の公衆トイレの整備
(愛知県犬山市:犬山城下町地区)



案内看板の整備
(沖縄県石垣市:石垣市中心市街地地区)



照明の整備
(新潟県新潟市:萬代橋周辺地区)



公園の整備
(神奈川県小田原市:小田原駅周辺地区)



舗装の整備
(埼玉県川越市:川越市中心市街地地区)



遊歩道の整備
(山形県長井市:長井地区)



観光案内所の整備
(北海道札幌市:札幌駅・大通り駅周辺地区)



電線類の地中化
(神奈川県鎌倉市:鎌倉駅周辺地区)



親水空間の高質化
(茨城県下妻市:下妻駅周辺地区)



景観に配慮した町並みの整備
(愛媛県松山市:道後文京地区)



足湯の整備
(佐賀県嬉野市:嬉野温泉・嬉野温泉駅周辺地区)



地域資源を活用したイベントの開催
(福岡県福岡市:福岡都心部地区)



観光ボランティアガイドの育成
(京都府向日市:向日市長岡京跡周辺地区)



観光まちづくりに係るワークショップ
(福岡県白河市:小峰城下町地区)



空き店舗活用チャレンジショップ
(佐賀県基山町:基山町中心市街地地区)



シェアサイクルの社会実験
(福岡県福岡市:福岡中心市街地地区)



観光列車運行の社会実験
(福岡県北九州市:門司港地区)

図表3 観光まちづくりに資する都市再生整備計画事業の交付対象事業の例

4. (参考) 都市再生整備計画事業制度の再編等について

都市再生整備計画事業は、令和2年度において制度再編等を行い、都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度「都市構造再編集中支援事業（図表4）」を創設するとともに、「居心地が良く歩きたくなる」空間創

出に向けて、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する「まちなかウォーカブル推進事業（図表5）」を創設することとしている。都市再生整備計画事業制度の再編等についての詳細は国土交通省ホームページに掲載しているので、ご参考いただきたい。
(http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000073.html)



図表4 都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）の概要（未定稿）



図表5 まちなかウォーカブル推進事業（社会資本整備総合交付金）の概要（未定稿）